

業 務 委 託 契 約 書 (案)

- 1 委 託 業 務 名 南部浄化センター等運転及び保全管理業務委託
- 2 履 行 場 所 熊本市南区元三町四丁目1番1号 外5箇所
- 3 履 行 期 間 自 令和3年(2021年) 4月 1日
至 令和6年(2024年) 3月31日
- 4 委 託 料 の 額

百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 _____ 円)

- 5 委 託 業 務 内 容 要求水準書、技術提案書等のとおり
- 6 契 約 保 証 金 ○○○○円 (又は免除)

上記委託業務について、委託者 熊本市と受託者 _____ とは、各々の
対等な立場における合意に基づいて次の事項によって委託契約を締結し、信義に従って
誠実にこれを履行するものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、委託者及び受託者が記名押印のうえ、
各自その1通を保有する。

令和3年(2021年)○月○日

委託者 熊本市中央区水前寺六丁目2番45号
熊本市
熊本市上下水道事業管理者 萱野 晃 印

受託者 住 所
名 称
代表者 印

第1条	総則	1
第2条	用語の定義	1
第3条	監督員	2
第4条	総括責任者	2
第5条	履行期間及び履行準備期間	2
第6条	契約保証金	2
第7条	事業実施計画書	3
第8条	許認可の取得等	4
第9条	基準超過時の対応	4
第10条	モニタリング	5
第11条	回復措置請求	6
第12条	業務の報告	6
第13条	完了検査	7
第14条	業務委託料等の支払い	7
第15条	賃金又は物価の変動に基づく業務委託料の変更	7
第16条	法令、基準等の変更に基づく業務委託料の変更	8
第17条	債務負担行為に係る契約の特則	8
第18条	損害賠償	9
第19条	責任範囲	9
第20条	期間満了後の措置	9
第21条	委託者による契約解除	10
第22条	受託者による契約解除	11
第23条	違約金	12
第24条	業務管理	12
第25条	安全管理	12
第26条	異常時及び緊急時の措置	12
第27条	エネルギー管理	13
第28条	盗難、火災等の防止	13
第29条	引継ぎ	13
第30条	業務の変更及び中止	13
第31条	不可抗力	13
第32条	経費の負担	14
第33条	貸与品	14
第34条	権利義務の譲渡等の禁止	14
第35条	再委託等の禁止	14
第36条	通知	14

第37条	業務関係者に関する措置請求	15
第38条	秘密の保持	15
第39条	紛争の解決	15
第40条	雑則	16
別紙1	事業実施計画	17
別紙2	有資格者に関する条件	18
別紙3	提出書類	19
別紙4	業務委託料等の精算	21
別紙5	責任範囲	28
別紙6	引継事項	29
別紙7	経費の負担	30
別紙8	遵守すべき関連法令及び条例等	31

(総則)

- 第1条 委託者及び受託者は、この契約書(頭書を含む。以下同じ。)に定めるもののほか、要求水準書、入札説明書その他関係書類、質問回答書及び技術提案書(以下「契約図書」という。)に基づき、この契約を履行しなければならない。
- 2 契約図書に明示されていないもの又は契約図書に交互符合しないものがあるときは、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、軽微なものについては、委託者が定めて受託者に指示するものとする。
 - 3 受託者は、契約図書記載の業務(以下「業務」という。)を契約書記載の履行期間(以下「履行期間」という。)に履行するものとし、委託者は、その業務委託料を支払うものとする。
 - 4 業務の履行に必要な一切の経費は、この契約の業務委託料に含まれるものとする。
 - 5 受託者が共同企業体を結成している場合においては、委託者は、この契約に基づく全ての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、委託者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づく全ての行為は、当該共同企業体の全ての構成員に対して行ったものとみなす。また、受託者は、委託者に対して行うこの契約に基づく全ての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(用語の定義)

第2条 この契約における各用語の定義を以下に示す。

- (1) 事業実施計画書とは、受託者が契約書や要求水準書等の契約図書で定める事項を遵守するために、業務実施方針、業務実施体制、運転管理基準、保全管理基準等をまとめたものをいう。
- (2) 業務実施計画書とは、受託者が行う運転管理業務及び保全管理業務等に対する実施計画を示したものをいう。
- (3) 運転管理計画とは、水質、エネルギー、ユーティリティの調達に関わる管理計画を定めたものをいう。
- (4) 保全管理計画とは、保守点検、修繕に関わる管理計画を定めたものをいう。
- (5) 施設機能確認とは、設備に求める要求水準を満足しているかどうか、主に運転面(処理能力、処理水質等)、保全面(劣化状況等)を確認する活動をいう。
- (6) 修繕とは、老朽化した施設または故障もしくは損傷した施設を対象として、当該施設の所定の耐用年数内において機能を維持させるために行われるものをいう。
- (7) 改築とは、更新(既存の施設を新たに置き換えること)または長寿命化対策(既存の施設の一部を活かしながら部分的に新しくすること)により、所定の耐用年数を新たに確保するものをいう。
- (8) ペナルティとは、受託者が行う業務に対する要求水準が達成されない場合等において、その対価である業務委託費を減額し或いは契約解除することをいう。
- (9) インセンティブとは、受託者による運転管理の効率化により、維持管理コストが削

減された場合等に、単に業務委託費を削減せず、受託者の報奨として受託者の利益になるように増額することをいう。

(監督員)

第3条 委託者は、監督員を定め、氏名その他の必要事項を書面にて受託者に通知する。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員は、この契約図書に定められた事項の範囲内において、おおむね次に掲げる職務を行う。

(1) 業務の履行について、受託者又は次条の規定による受託者の総括責任者に対する指示、承諾又は協議

(2) 契約図書に基づく業務の履行のための詳細図等の作成及び交付又は受託者の作成したこれらの図書の承認

(3) 契約図書に基づく作業の管理、立会い、業務履行状況の把握

3 この契約書に定める書面の提出は、監督員を経由して行うものとする。この場合において、監督員に到達した日をもって委託者に到達したものとみなす。

(総括責任者)

第4条 受託者は、総括責任者を定め、氏名その他の必要事項を書面にて委託者に通知する。総括責任者を変更したときも同様とする。

2 総括責任者の職務は、次のとおりとする。

(1) 現場の最高責任者として、業務従事者の指揮及び監督を行うとともに、技術の向上及び事故の防止に努めること。

(2) 契約図書、完成図書その他関係書類により、業務の目的及び内容を十分理解し、施設の機能を把握することにより、業務の適性かつ円滑な遂行を図ること。

(3) 常に状況を的確に掌握し、いかなる場合においても対処できる体制の確保に努めること。

(4) 業務の履行に当たっては、委託者との連絡を密にし、必要に応じて協議を行うこと。

(履行期間及び履行準備期間)

第5条 履行期間は令和3年(2021年)4月1日から令和6年(2024年)3月31日までとする。また、契約締結日から令和3年(2021年)3月31日までを履行準備期間とし、受託者の費用により、履行開始のための準備を行うものとする。

(契約の保証)

第6条 受託者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、速やかにその保険証券を委託者に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は委

託者が確実と認める金融機関の保証

- (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、業務委託料の10分の1以上としなければならない。
 - 3 受託者が第1項第2号又は第3号のいずれかに掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
 - 4 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の10分の1に達するまで、委託者は、保証の額の増額を請求することができ、受託者は、保証の額の減額を請求することができる。
 - 5 受託者が第1項第3号又は第4号のいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第21条第1項第6号ク又はケに規定するものによる契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

（事業・業務実施計画）

第7条 受託者は、契約締結後、業務開始日の10日前までに、その費用により、契約図書に記載された条件を満たす事業実施計画書を作成して委託者に提出し、確認を受けるものとする。事業実施計画書には別紙1に記載した事項を記載しなければならない。また、技術提案書記載内容についても、事業実施計画書に盛り込むものとする。ただし、事業実施計画書が、本件業務委託の主旨を踏まえていなかった場合、委託者は受託者に対し必要に応じて改善を要求することができるものとする。受託者は、当該改善を行った事業実施計画書を、業務開始日までに、委託者に提出して確認を受けなければならない。

- 2 受託者は、事業実施計画書を基に受託者が実施する運転管理業務及び保安全管理業務等に係る年間及び月間計画を示した業務実施計画書を作成し、当該年及び当該月における業務開始10日前までに、委託者に提出し、確認を受けるものとする。業務実施計画書には別紙1に記載した事項を記載しなければならない。ただし、業務実施計画書の内容と、事業実施計画書で示した運転管理計画や保安全管理計画等との整合が確認できなかった場合、委託者は受託者に対し必要に応じて改善を要求することができるものとする。受託者は当該改善を行った業務実施計画書を、業務開始日までに委託者に提出し、確認を受けなければならない。
- 3 受託者は、業務実施計画書に基づき本件業務を実施するものとする。委託者は、業務実施計画書に基づき本件業務が行われていないおそれがあると判断した場合、受託者に説明を求めることができる。委託者は、受託者の説明を受けたうえで、なお業務実施計画書に基づき本件業務が行われていないと認めた場合、受託者に改善（業務実施計画の見直しを含む）を指示することができる。

4 受託者が事業・業務実施計画の変更を希望する場合、受託者は、変更希望日の7日前までに変更理由及び変更内容を委託者に書面で提出するものとする。

5 委託者は、事業・業務実施計画書に記載された技術提案書記載内容について、受託者が実施していない、又は達成できていないことを認めた場合、受託者に対し業務委託料の減額等を請求することができる。この場合、金額等の詳細については、委託者と受託者が協議して決定するものとする。

(許認可の取得等)

第8条 受託者は、法令上、別紙2に定める資格を有する者が実施すべき業務を実施する際には、それぞれ必要な資格を有する者に担当させるものとする。

2 受託者は、委託者から、本件業務を遂行するために必要な事務室等の使用許可を取得するものとする。

3 受託者は、前項のほか、本件業務の実施に必要なその他の許認可等について、自らの責任と費用をもって取得し業務に当たるものとする。

(基準超過時の対応)

第9条 放流水質が契約基準を超過した場合の措置は、次のとおりとする。

(1) 基準超過の報告及び超過理由書の提出

受託者は、放流水質が契約基準を達成していないことを把握した場合には、直ちに委託者に報告したうえで改善に向けた運転管理を実施し、超過理由及び改善策を記載した超過理由書を速やかに委託者へ提出しなければならない。また、受託者は契約基準を達成するまで委託者に逐次状況を報告しなければならない。

(2) 改善要求及び改善計画書の提出

委託者は、次のアからオに掲げる場合を除き、一定期間以上、受託者が実施する運転管理において改善が見られず、放流水質の契約基準が達成されないと判断した場合には、契約基準の未達を明示した改善要求書により改善を要求するものとする。この場合受託者は委託者と協議のうえ、改善要求書受理後3日以内に改善策を記載した改善計画書を委託者に提出し、改善策を実施しなければならない(改善に係る費用は受託者の負担とする。)

ア 流入水の水量及び水質が要求水準書第4条に規定する流入基準の範囲を逸脱している場合

イ 下水処理に重大な影響を与える有害物質等が流入したと判断される場合

ウ 委託者が下水処理に重大な影響を与える工事等を発注し、その工事の施工期間中である場合

エ 受託者の責めによらない重要機器の故障があった場合

オ その他受託者の責めに帰することができない外的要因による場合

(3) 委託料の減額

改善計画書が期限内に提出されない場合若しくは改善計画書どおりに実施されな

い場合又は前号の改善策により改善が認められない場合、前号の改善要求を行った日から起算して契約基準を達成した日の前日までの契約基準超過 1 日に付き当該月額業務委託料（固定費）の 100 分の 1 を減額するものとする。

2 放流水質が法定基準を超過した場合の措置は、次のとおりとする。

前項第 2 号アからオに掲げる場合を除き、放流水質が下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）第 6 条（第 2 項を除く）に規定する放流水の水質の技術上の基準（以下「法定基準」という。）を超過した場合には、委託者は、法定基準を超過した日から起算して法定基準を達成した日の前日まで、法定基準超過 1 日に付き当該月額業務委託料（固定費）の 100 分の 1 を減額するものとする。

3 脱水汚泥含水率が契約基準を超過した場合の措置は、次のとおりとする。

(1) 基準超過の報告及び超過理由書の提出

受託者は、脱水汚泥含水率が契約基準を達成していないことを把握した場合には、直ちに委託者に報告したうえで改善に向けた運転管理を実施し、超過理由及び改善策を記載した超過理由書を速やかに委託者へ提出しなければならない。また、受託者は契約基準を達成するまで委託者に逐次状況を報告しなければならない。

(2) 改善要求及び改善計画書の提出

委託者は、次のアからウに掲げる場合を除き、一定期間以上、受託者が実施する運転管理において改善が見られず、脱水汚泥含水率の契約基準が達成されないと判断した場合には、契約基準の未達を明示した改善要求書により改善を要求するものとする。この場合受託者は委託者と協議のうえ、改善要求書受理後 3 日以内に改善策を記載した改善計画書を委託者に提出し、改善策を実施しなければならない（改善に係る費用は受託者の負担とする。）。

ア 委託者が下水処理に重大な影響を与える工事等を発注し、その工事の施工期間中である場合

イ 受託者の責めによらない重要機器の故障があった場合

ウ その他受託者の責めに帰することができない外的要因による場合

(3) 委託料の減額

改善計画書が期限内に提出されない場合若しくは改善計画書どおりに実施されない場合又は前号の改善策により改善が認められない場合、前号の改善要求を行った日から起算して契約基準を達成した日の前日まで、契約基準超過 1 日に付き当該月額業務委託料（固定費）の 100 分の 1 を減額するものとする。

（モニタリング）

第 10 条 委託者は、随時、委託者の費用で、委託者又は委託者が選任した第三者機関（検査の適切な実施のために必要な技術力等を有すると認めた機関をいい、以下「機関」という。）に委託することにより、別紙 1 の事業・業務実施計画で定められた運転管理及び保全管理の手順・方法・頻度等のプロセスの履行状況の確認や契約図書に対し、運転管

理プロセスや保安全管理プロセスによって得られた成果の評価（以下「モニタリング」という。）を行うものとし、受託者はこれに協力するものとする。ただし、委託者は受託者の業務に支障が生じないように努めなければならないものとする。

- 2 委託者又は機関は、前項のモニタリングを行うために、通常の営業時間内において、本件施設へ立ち入ること、また、適宜受託者に説明や必要な資料の提供を求めることができるものとし、受託者は、これに協力するものとする。
- 3 受託者は、モニタリングを自ら行うこと。自ら行うモニタリング（以下「セルフモニタリング」という。）の内容や時期等については、契約締結後に委託者と協議し決定するものとする。セルフモニタリングに係る費用は、受託者の負担とする。
- 4 第1項の規定により得られたモニタリング結果については、委託者が今後実施する包括的民間委託業務契約に活用できるものとする。

（回復措置請求）

- 第11条 前条第1項及び第2項に規定するモニタリングの結果、契約図書に規定された維持管理がなされていないと委託者が判断した場合には、違反内容を明示した改善要求書により改善を要求する。受託者は、改善要求書受理後速やかに改善計画書を提出し、改善策を実施する（改善策に係る費用は受託者の負担とする。）。
- 2 委託者は、受託者が改善計画書を提出しない場合（改善計画書により、指摘された違反内容を是正することができないと認められる場合を含む。）又は改善計画書どおり実施しない場合には、求める措置の内容とその理由を記載した書面により、受託者に施設機能の回復に必要な措置を受託者の負担により行うことの請求（以下「回復措置請求」という。）をすることができる。
 - 3 受託者は、回復措置請求の全部又は一部に不服がある場合には、委託者に対し、前項の書面の交付を受けた後10日以内に不服の内容を記載した書面を提出することにより、回復措置請求の全部又は一部の撤回を求めることができる。
 - 4 委託者は、前項の書面を受領した後10日以内に、受託者に対して、回復措置請求を撤回するか否かを書面により通知するものとする。
 - 5 前項により撤回をしない旨の通知がなされた場合には、受託者及び委託者はそれぞれの主張の根拠となる資料を前項の通知の日から10日以内に相手方に対して提出するとともに協議を行う。
 - 6 前項によっても意見が一致しない場合には、第39条の規定により解決を図るものとする。
 - 7 前項による仲裁の結果は、両当事者を拘束するものとする。

（業務の報告）

- 第12条 受託者は、業務ごとに施設の運転状況、設備機器の状態、保守点検結果、修繕結果、水質等試験結果、法定点検結果、精密点検結果その他の業務結果や環境整備の状況等を報告書に記録しておくこと。また、ユーティリティの使用状況やエネルギーの管

理状況についても同様に記録しておくこと。

- 2 受託者は、業務記録等の業務の履行及び確認に必要な書類を整備し、別紙3に示す報告書を提出するほか、委託者が提出を求めた書類について、受託者の機密に関する事項を除き、速やかに提出すること。
- 3 提出された内容について、委託者は、受託者に説明を求めることができる。

(完了検査)

第13条 業務完了検査は、次のとおり行うものとする。

- (1) 月間及び契約業務完了検査は、業務完了届が提出された日から起算して10日以内に受託者の立会いのもとで委託者が定めた検査員が実施する。検査は月間及び契約終了時の業務完了報告書の内容等について、照合及び確認を行うものとする。
- (2) 法定点検、精密点検、脱臭用活性炭及び脱硫剤の交換並びに突発修繕については、作業終了後速やかに業務写真及び作業完了報告書を提出し、業務完了検査を受けなければならない。環境整備業務についても同様とする。
- (3) 計画修繕実施後に行う完了検査については、当該年度予定した計画修繕ごとに受託者から完了届が提出された日以降に受託者の立会いのもとで、委託者が定めた検査員により実施する。検査は計画修繕写真及び完了報告書に基づき、見積書及び施工計画書に規定された修繕の履行状況について確認を行う。

(業務委託料等の支払い)

第14条 受託者は、前条に定める月ごとの業務完了検査に合格したときは、業務委託料の月割額の支払いを委託者に請求することができる。

- 2 委託者は、前項の請求を受理したときは、その日から起算して30日以内に業務委託料の月割額を支払わなければならない。
- 3 業務委託料は、別紙4の月額支払基準のとおり支払うものとする。
- 4 委託者の責めに帰すべき事由により、前項の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合において、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、この契約の締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを委託者に請求することができる。
- 5 業務委託料は固定費及び変動費から構成されるが、変動費については、各年度末に別紙4に基づき精算を行うものとする。

(賃金又は物価の変動に基づく業務委託料の変更)

第15条 委託者又は受託者は、契約期間内で契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務委託料が不相当となったと認めるときは、相手方に対して業務委託料の変更を請求することができる。

- 2 大規模災害時対応を受託者が行った場合に、委託者と受託者で協議を行い、委託者が精算することが適当と認めた場合には、受託者は、業務委託料の増額を請求することが

できる。

- 3 予期することのできない特別の事情により、契約期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務委託料が著しく不相当となったときは、委託者又は受託者は、前各項の規定にかかわらず、業務委託料の変更を請求することができる。
- 4 特別な要因により契約期間内に受託者が調達する主要な材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、業務委託料が不相当となったときは、委託者又は受託者は、前各項の規定によるほか、業務委託料の変更を請求することができる。
- 5 委託者又は受託者は、第1項から第4項の規定による請求があったときは、変動前残業務委託料（業務委託料から当該請求時以前に相応する業務委託料を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残業務委託料（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務委託料に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残業務委託料の1000分の15を超える額につき、業務委託料の変更に応じなければならない。
- 6 変動前残業務委託料及び変動後残業務委託料は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき委託者と受託者とが協議して定める。
- 7 第1項の規定による請求は、本条の規定により業務委託料の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「契約締結の日」とあるのは「直前のこの条に基づく業務委託料変更の基準とした日」とするものとする。
- 8 第5項及び前項の場合において、業務委託料の変更額については、委託者と受託者とが協議して定める。

（法令、基準等の変更に基づく業務委託料の変更）

第16条 契約期間内において、業務の履行に関し重大な影響を与える法令、基準等が変更されたことにより、費用の増減が生じた場合は、委託者又は受託者は、相手方に対して業務委託料の変更を請求することができる。

- 2 前項による業務委託料の変更額及び支払い時期については、委託者と受託者とが協議して定める。

（債務負担行為に係る契約の特則）

第17条 各会計年度における業務委託料の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

令和3年度（2021年度）	円
令和4年度（2022年度）	円
令和5年度（2023年度）	円

- 2 支払限度額に対応する各会計年度の支払予定額は、次のとおりとする。

令和3年度（2021年度）	円
令和4年度（2022年度）	円
令和5年度（2023年度）	円

3 委託者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の支払予定額を変更することができる。

(損害賠償)

第18条 契約期間中に生じた運転管理上の不備、誤操作等に起因する機器等の損傷、故障、損害（第三者に及ぼした損害を含む。）等は受託者の負担において速やかに補修、改善、取替、必要に応じた損害賠償等を行うこと。ただし、設計、施工、材質及び構造上の欠陥、受託者以外の者による運転管理上の不備又は過失、天災事変、不測の事故並びに委託者の責めに帰すると認められた場合は、委託者の負担とする。

2 受託者の責めに帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合には、受託者は、当該第三者に対してその損害を賠償する義務を負う。受託者の責めに帰すべき事由により委託者が第三者に対して損害賠償義務を負う場合には、委託者は、受託者に対して求償権を行使することができる。

3 委託者の責めに帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合には、委託者は、当該第三者に対してその損害を賠償する義務を負う。委託者の責めに帰すべき事由により受託者が第三者に対して損害賠償義務を負う場合には、受託者は、委託者に対して求償権を行使することができる。

4 受託者は、業務期間内において受託者が責めを負うべき事由により生じた損害等（債務不履行時の履行補償に要する費用等を含む。）に対応する保険等に加入すること。

(責任範囲)

第19条 受託者及び委託者の責任範囲については、別紙5に従うものとする。

(期間満了後の措置)

第20条 受託者は、期間満了により業務終了した場合には、次に掲げる義務を負う。

(1) 新たに施設を運転する者に対し、施設が業務要求水準を満たしている状態で業務を引き継ぎ、引継事項を交付するものとする。

(2) 貸与された施設及び支給品について、委託者の立会いのもと、速やかに原型に復して返還するものとする。ただし、原型に復することが不可能な場合は、両者協議のうえ定めるものとする。

2 委託者は、随時、自ら又は本項に基づく評価の適切な実施のために必要な技術力等を有すると認められた機関に委託することにより、契約終了の10日前までの期間内において委託者が決定した日にモニタリングを行う。委託者は、モニタリングの結果、施設が業務要求水準を満たしていないと判断した場合には、モニタリングを実施した日から10日以内に、受託者に対し、これらの条件を満たすために必要な措置を受託者の負担において行うことを請求することができる。

3 前項のモニタリング後契約終了時まで、施設について業務要求水準違反が生じた場合には、委託者は、これにより委託者に生じた損害及び費用を受託者に請求することができる。ただし、委託者は、契約終了後10日以内に、違反の内容を受託者に対して通

知するものとする。

4 第2項による請求がなされた場合は、第11条第3項から第7項までの規定を準用する。

(委託者による契約解除)

第21条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当する場合、受託者に対する通知により直ちにこの契約を解除することができる。ただし、債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 受託者の責めに帰すべき事由により、業務を履行する見込みがないと認められるとき。
- (2) この契約の締結又は履行に当たり不正な行為をしたとき。
- (3) この契約事項に違反したとき。
- (4) 下水道法その他関係法令、規則等に違反したとき。
- (5) 次条に規定する理由によらないで、契約の解除を申し出たとき。
- (6) 受託者（受託者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（法人にあつては非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長その他これに類する地位にある者及び経営に実質的に関与している者を、法人格を有しない団体にあつては代表者及び経営に実質的に関与している者を、個人にあつてはその者及びその者の支配人をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等の行為をしたと認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受託者がアからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契

約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

ク 破産の申し立てをした場合又は第三者により破産の申し立てがなされ、破産宣告がなされた場合

ケ 民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始、特別清算開始若しくはその他法的倒産手続の開始の申立をした場合又は第三者によりこれらの手続の開始の申立を受けこれらの手続が開始された場合

コ 小切手又は手形の不渡があった場合（ただし、2号不渡を除く。）

サ 受託者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。第49条の排除措置命令を受け、かつ、当該排除措置命令が確定したとき。

シ 受託者が独占禁止法第7条の2第1項（同条第2項及び第8条の3において準用する場合を含む。）の規定により課徴金の納付を命じられ、かつ、当該課徴金納付命令が確定したとき。

ス 受託者又はその役員等若しくはその使用人その他の従事者について、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項、第90条（第3号を除く。）若しくは第95条第1項（第2号及び第3号を除く。）の刑が確定したとき。

2 委託者は、前項の規定により契約を解除した場合においては、業務の完了部分の業務委託料相当額（日割り計算による。）を支払わなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、委託者は3ヶ月前までに通知をすることにより、いつでもこの契約を終了させることができる。ただし、契約を解除したことにより受託者に損害を及ぼしたときは、この契約の当該年度の契約額を上限とし、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額及びその支払期限は、委託者と受託者とが協議して定める。

4 前条第1項の規定は、本条の規定により契約が終了する場合に準用する。また、本条の規定により契約が終了する場合、モニタリングを行う。モニタリングの結果、施設が前条第1項の規定を満たしていないと委託者が判断した場合は、第11条の規定を準用するものとする。

（受託者による契約解除）

第22条 次の各号のいずれかに該当する場合、受託者は、委託者に対する通知により、直ちに契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 委託者が業務委託料の支払いを1月以上遅延した場合

(2) 受託者の責めに帰さない事由により、業務の遂行が不可能となった場合

2 委託者は、前項の規定により契約を解除した場合においては、業務の完了部分の業務委託料相当額（日割り計算による。）を支払わなければならない。

3 第1項により契約が解除された場合、受託者は、委託者に対して、これにより生じた損害（ただし、逸失利益は含まない。）を請求することができる。

4 前条第4項の規定は、第1項の規定により契約が解除された場合に準用する。

（違約金）

第23条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、業務委託費の10分の1を違約金として委託者の指定する期日までに委託者に支払うものとする。

(1) 第21条第1項の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 受託者がその債務の履行を拒否し、又は受託者の責に帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となったとき。

2 第21条第1項ク又はケに規定するものによる契約の解除については、前項第2号に該当するときとみなす。

3 第6条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

（業務管理）

第24条 受託者は、業務の実施にあたり、業務の公共性を認識して、常に善良なる管理者の注意をもって誠実かつ効果的に行わなければならない。

2 受託者は、施設の構造、性能、系統及びその周辺の状況を熟知し、施設の運転に精通するとともに、業務の履行は常に問題意識を持ってこれに当たり創意工夫し、設備の予防保全に努めること。

（安全管理）

第25条 受託者は、労働安全衛生法等の災害防止関係法令の定めるところにより、安全衛生管理に留意し、労働災害の防止に努めるとともに、安全管理上の障害が発生した場合は、直ちに必要な措置を講じ、速やかに委託者に連絡すること。

2 受託者は、業務の実施に当たり安全に関する基準等を定め、安全の確保に十分留意しなければならない。

3 受託者は、業務の従事者に対して、施設の安全に関し必要な知識及び技能に関する教育を行うものとする。

4 受託者は、事故及び災害が発生したときの処置について、業務の従事者に対して実地指導、訓練を行うものとする。

（異常時及び緊急時の措置）

第26条 施設の運転操作及び監視中において異常を発見した場合は、必要な対応及び応急処置を実施するとともに、委託者に報告し、必要があれば協議を行うこと。

2 緊急事態が発生した場合には、速やかに委託者へ連絡するとともに、あらかじめ定められた非常配備体制に従い、早急に業務従事者を所定の場所に配備し、その対応に当たること。

3 受託者は、豪雨、台風、地震その他の天災及び処理機能に重大な支障が生じた場合に備え連絡体制を整えるとともに、常にこれに対処できるように準備しておくこと。

4 受託者は、災害時に二次災害のおそれがある場合は、適切な措置を講じ災害を未然に防止すること。

(エネルギー管理)

第27条 受託者は、施設の省エネルギーを目指したエネルギー管理計画を策定し、エネルギー管理に係る設備ごとの運転操作指標及び運転方法を定めた運転基準に基づき、施設の運転を行うこと。

(盗難、火災等の防止)

第28条 受託者は、施設における機器、備品等の盗難の防止、火災の防止及び関係者以外の侵入者の防止に努めること。

2 火災の防止に当たっては、施設ごとに火元責任者を選任し、火気の正確な取扱い及び火の後始末を徹底させ、消火訓練等により防火意識の高揚を図ること。

(引継ぎ)

第29条 新規に受託者となった場合には、契約日から業務開始までの間に前任受託者から施設の運転管理に係る事項について業務の引継ぎを受けること。

2 受託者は、業務開始後、速やかに、当該施設特有の運転方法や留意事項等を記載した引継事項（この契約の終了又は解除後に施設を運転する者に必要となる事項として、別紙6に規定された内容を含むものとする。以下「引継事項」という。）を作成し、この契約が終了するまで、施設に備えおくものとし、引継事項を作成したときは、速やかに委託者に提出するものとする。

3 委託者は、必要に応じ、施設において引継事項を閲覧し、及び受託者に対し引継事項の内容の説明を求めることができる。

4 受託者は、必要に応じて引継事項の内容を変更するものとし、引継事項の内容を変更したときは、委託者に対し、速やかに引継事項を変更した旨通知するものとする。

5 受託者は、契約期間終了後に再契約を行わない場合又は業務不履行等により契約を解除された場合には、委託者が指示するまでの期間、後任受託者に対して業務の引継ぎを行うこと。

6 受託者が行う引継ぎに係る費用は、すべて受託者の負担とする。

(業務の変更及び中止)

第30条 委託者は、業務の内容の一部又は全部を変更しようとするときは、書面によりその内容を受託者に通知し、委託者と受託者とが協議し決定するものとする。

2 前項の規定により、業務の内容を変更した場合において、業務委託料を変更する必要があるときは、委託者と受託者とが協議して定める。

(不可抗力)

第31条 受託者は、暴風、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災、争乱、暴動その他

通常の予想を超えた自然的若しくは人為的な事象であって、委託者及び受託者の責めに帰すことができない事由（流入水質及び流入水量が、流入基準から著しく逸脱している場合を含む。）により、施設の運営が著しく困難となった場合又は施設に損傷を及ぼす可能性が生じた場合は、委託者の指示に従い対応するものとし、施設への被害、業務への影響を軽減することができるよう努めるものとする。これにより発生する費用は、委託者の負担とする。ただし、受託者の故意又は重過失によって要した費用が増加した場合は、当該増加分は受託者の負担とする。

- 2 前項に規定する施設の損傷により業務を行うことができなかつた期間の業務委託料については、当該月額業務委託料（固定費）の相当分を支払うものとする。
- 3 委託者は、施設の損傷により委託内容を変更する必要がある場合は、必要である範囲内において委託内容を変更することができる。また、施設の損傷によりこの契約の継続が著しく困難である場合、委託者は、直ちにこの契約を解除することができるものとする。
- 4 前項の委託内容の変更又はこの契約の解除により生じた費用については、委託者の負担とする。

（経費の負担）

第32条 受託者が業務履行上負担する経費は、別紙7に定めるものとする。

（貸与品）

第33条 委託者は、業務に必要な事務室、控室等は、契約期間中、所要の場所を貸与するが、受託者の責任で汚損等があった場合には、受託者の費用で直ちに修復すること。

- 2 受託者は、委託者が所有する保守点検及び修繕に係る備品並びに水質試験室及び水質等試験に係る機器を借用することができる。
- 3 完成図書、図面等は、委託者が貸与する。
- 4 受託者は、貸与品について台帳を作成し、その保管状況を常に把握し、破損、盗難、紛失等があった場合は、受託者がこれを弁償すること。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第34条 受託者は、この契約によって生ずる権利若しくは義務又は契約上の地位を第三者に譲渡し、また、この契約によって生ずる質権その他担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託等の禁止）

第35条 受託者は、業務の全部又は主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託者の書面による承諾を受けた場合は、この限りでない。

（通知）

第36条 この契約に規定された通知は、この契約に別段の規定がある場合を除き、書面（ファックス及び電子メールを含む。）により行うものとする。ただし、ファックス又は電子メールにより通知を行った場合、別途合意した場合を除き、速やかに同一の内容の

書面を郵送するものとする。

- 2 委託者の受託者に対する通知は、委託者の定める方式により受託者が委託者に届け出た場所に対して行うものとする。
- 3 受託者は、前項の届出内容に変更があった場合は、速やかに委託者に届け出なければならない。

(業務関係者に関する措置請求)

第37条 委託者は、総括責任者がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対してその理由を明示した書面により、必要な処置をとるべきことを請求することができる。

- 2 受託者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、請求を受理した日から起算して10日以内にその結果を書面により、委託者に通知しなければならない。
- 3 委託者は、受託者が業務を実施するために使用している職員等で、業務の実施又は監理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 4 受託者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、請求を受けた日から起算して10日以内にその結果を委託者に通知しなければならない。
- 5 受託者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、委託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 6 委託者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受託者に通知しなければならない。

(秘密の保持)

第38条 受託者は、業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。履行期間終了後も同様とする。

(紛争の解決)

第39条 この契約書の各条項において委託者と受託者とが協議して定めるものにつき協議が調わなかったときに委託者が定めたものに受託者が不服がある場合等に関して委託者と受託者との間に紛争を生じた場合には、委託者及び受託者は、協議のうえ仲裁人を選任し、当該仲裁人のあつせん又は仲裁によりその解決を図ることができるものとする。この場合において、紛争の処理に要する費用については、仲裁人の選任に係るものは委託者と受託者が折半し、その他のものは委託者と受託者のそれぞれが負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、総括責任者の業務の実施に関する紛争及び受託者の使用している職員に関する紛争について第37条第2項及び第4項の規定により受託者が決定を行った後若しくは受託者が決定を行わずに第37条第2項及び第4項の期間が経過し

- た後でなければ、受託者は第1項のあっせん又は仲裁の手続を請求することができない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、委託者又は受託者は、必要があると認めるときは、同項に規定する紛争解決の手続前又は手続中であっても同項の委託者と受託者との間の紛争について民事訴訟法（平成8年法律第109号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停の申立てを行うことができる。
 - 4 前項の仲裁を行う場として、委託者と受託者は、委託者の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意する。
 - 5 委託者は、公共の利益のためにやむをえない事情があると考える場合、第11条第3項から第5項に規定された手続きがなされ、又は、第1項による仲裁がなされている期間においても、回復措置請求を遵守するよう受託者に命じることができる。ただし、第10条第3項から第5項に規定する手続きにより回復措置請求が不適切であったことが判明した場合、又は、第1項による仲裁により回復措置請求が不適切であったと判断された場合、委託者はこれによって受託者に生じた損害を賠償するものとする。

（雑則）

- 第40条 受託者は、業務の実施に当たり、別紙8に示す関連法令等を遵守する。
- 2 この契約書の履行に関して、委託者と受託者の間で用いる言語は、日本語とする。
 - 3 本約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
 - 4 この契約書の履行に関して、委託者と受託者の間で用いる計量単位は、契約図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによるものとする。
 - 5 この契約書は日本国の法令に従って解釈されるものとする。
 - 6 期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
 - 7 この契約書の履行に関して用いる時刻は、日本標準時とする。
 - 8 この契約書及び受託者選定要項の間又はこの契約書及び技術提案書の間で齟齬が生じた場合は、この契約書を優先する。受託者選定要項及び技術提案書の間で齟齬が生じた場合は、受託者選定要項を優先する。
 - 9 契約図書に明記されていない事項であっても、運転管理上当然必要とされる業務は、良識ある判断に基づき行わなければならない。

別紙1 事業・業務実施計画書（第7条関係）

事業・業務実施計画書を構成する各諸事項は、次のとおりとする。

1 事業実施計画書

- (1) 業務の基本方針
- (2) 業務の実施体制
- (3) 安全管理体制
- (4) 運転管理計画
 - ア 水質管理計画
 - イ エネルギー管理計画
 - ウ ユーティリティ調達管理計画
 - エ 廃棄物処理計画
- (5) 保全管理計画
 - ア 保守点検計画
 - イ 修繕計画
- (6) 施設管理計画
- (7) 情報管理方法
- (8) 危機管理体制

2 業務実施計画書

- (1) 運転管理計画
 - ア 水質管理計画
 - イ エネルギー管理計画
 - ウ ユーティリティ調達管理
 - エ 廃棄物処理計画
- (2) 保全管理計画
 - ア 保守点検計画
 - イ 修繕計画

別紙2 有資格者に関する条件（第8条関係）

施設の運営に必要な有資格者は、次のとおりとする。

- (1) 下水道法施行令第15条の3に規定する下水道技術者
- (2) 安全衛生推進者
- (3) 1級ボイラー技士
- (4) ガス溶接技能講習修了者
- (5) アーク溶接特別教育修了者
- (6) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者
- (7) 危険物取扱者 乙種4類
- (8) 床上操作式クレーン運転技能講習修了者
- (9) 玉掛技能講習修了者
- (10) 第1種電気工事士
- (11) 第3種電気主任技術者
- (12) エネルギー管理士又はエネルギー管理講習修了者
- (13) その他業務に必要な資格者

労働安全衛生法で定める就業制限に係る設備機器の運転及び消防法で定める危険物の取扱いにあつては、有資格者以外の者が行つてはならない。

別紙3 提出書類（第12条関係）

受託者が、委託者に提出すべき書類は契約書に定める事業実施計画書の他に次のとおりとする。提出部数は原則1部であるが、委託者が必要とするものは電子データも提出すること。データの形態・様式については委託者から指示するものとする。

- (1) 契約締結後、速やかに提出する書類
 - ア 着手届
 - イ 総括責任者選任届
 - ウ 事務室等使用願
 - エ 貸与品等借用願
- (2) 毎月提出する書類
 - ア 月間業務実施計画書 一式（当月分を前月10日前まで）
 - イ 月間業務完了届 （当月分を翌月7日まで）
 - ウ 月間業務完了報告書 一式（ " ）
※ユーティリティの使用実績を含めること。
- (3) 各年度末提出する書類
 - ア 年間業務実施計画書 一式（当年度分を前年度10日前まで）
 - イ エネルギー管理報告書
- (4) 契約期間完了時に提出する書類
 - ア 契約業務完了届 （委託期間完了後7日以内）
 - イ 契約業務完了報告書 一式（ " ）
- (5) 突発修繕着手前及び完了後に必要な書類
 - ア 故障報告書 一式
 - イ 見積書
 - ウ 完了届
 - エ 突発修繕写真 一式
 - オ 修繕完了報告書 一式
- (6) 計画修繕着手前及び完了後に必要な書類
 - ア 見積書
 - イ 施工計画書 一式
 - ウ 完了届
 - エ 計画修繕写真 一式
 - オ 完了報告書 一式
- (7) 法定点検、精密点検、除草作業等の業務完了後に必要な書類
 - ア 業務完了届 （業務完了の都度）

- イ 業務写真 一式 (")
- ウ 業務完了報告書 一式 (")
- (8) その他、上記以外に委託者が必要と認めた書類

提出した書類の内容等を変更する必要があるときは、直ちに変更後の書類を提出すること。

別紙4 業務委託料等の精算（第14条関係）

(1) 業務委託料の構成

委託者が受託者に毎月支払う業務委託料は、固定費と変動費より構成される。

$$(\text{業務委託料}) = (\text{固定費}) + (\text{変動費})$$

なお、各費目の区分は次表のとおりとする。

費目	区分
薬品費 (高分子凝集剤(脱水機用)、 高分子凝集剤(スクリー濃縮機用)、 ポリ硫酸第2鉄及び次亜塩素酸ソーダ)	変動費
薬品費 (上記以外)	固定費
燃料費	固定費
電気基本料金	固定費
電気従量料金	変動費
水道基本料金	固定費
水道従量料金	固定費
ガス料金	固定費
消耗品費	固定費
修繕費	固定費

※ 変動費は、浄化センターにおける流入水量を基に算出する。

(2) 月額業務委託料

契約書第16条に規定する各会計年度の支払予定額を、1/12にした額を月額業務委託料とする。受託者は、月ごとの業務完了検査に合格した場合、当該月の業務委託料を委託者に請求することができる。また、変動費（高分子凝集剤（脱水機用）、高分子凝集剤（スクリュウ濃縮機用）、ポリ硫酸第2鉄、次亜塩素酸ソーダ並びに電気従量料金）については、会計年度ごとに精算を行う。精算方法は次のとおりとする。

ア 高分子凝集剤、ポリ硫酸第2鉄及び次亜塩素酸ソーダについて

4月から2月までの各月については、電気従量料金と併せて(4)の月額支払基準に従い、支払いを行う。



3月分の支払時に、精算を行う。

精算は、見込み年間総流入水量及び年間実流入水量並びに高分子凝集剤（脱水機用）、高分子凝集剤（スクリュウ濃縮機用）、ポリ硫酸第2鉄及び次亜塩素酸ソーダの委託者の変動費単価を基に行う。

$$\text{精算額} = (Q_p - Q_f) \times (C_{ps1} + C_{ps2} + C_f + C_h) / 1,000$$

Q_p : 年間実流入水量 (m³/年度)

Q_f : 見込み年間総流入水量 (m³/年度)

C_{ps1} : 高分子凝集剤（脱水機用）の変動費単価 (円/千m³)

C_{ps2} : 高分子凝集剤（スクリュウ濃縮機用）の変動費単価 (円/千m³)

C_f : ポリ硫酸第2鉄の変動費単価 (円/千m³)

C_h : 次亜塩素酸ソーダの変動費単価 (円/千m³)

※ 係数の値はすべて整数とする。

※ 変動費単価 (円/千m³) とは、原単位基準 (kg/千m³) に単価 (円/kg) を乗じたものである。



3月分の支払額は、上記の精算額を基に委託者と受託者が協議し決定する。

イ 電気従量料金について

4月から2月までの各月については、高分子凝集剤（脱水機用）、高分子凝集剤（スクリュウ濃縮機用）、ポリ硫酸第2鉄及び次亜塩素酸ソーダの費用と併せて(4)の月額支払基準に従い支払いを行う。



3月分の支払時に、支払実績を基に実費精算を行う。なお、契約最終年度の3月分については、実流入水量を基に委託者と受託者が協議し決定する。

(3) 見込み年間総流入水量、原単位基準及び変動費単価

項 目	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
見込み年間総流入水量 (m^3 /年度)	12,154,500 (365日)	12,300,500 (365日)	12,444,000 (366日)
高分子凝集剤 (脱水機用) (kg /年度)	23,290	23,590	23,880
原単位基準 ($\text{kg}/\text{千}\text{m}^3$)	1.92		
高分子凝集剤 (スクリー濃縮機用) (kg /年度)	3,800	3,850	3,890
原単位基準 ($\text{kg}/\text{千}\text{m}^3$)	0.31		
ポリ硫酸第二鉄 (kg /年度)	230,900	233,700	236,400
原単位基準 ($\text{kg}/\text{千}\text{m}^3$)	19.0		
次亜塩素酸ソーダ (kg /年度)	84,230	85,240	86,230
原単位基準 ($\text{kg}/\text{千}\text{m}^3$)	6.93		
電力量(従量) (kWh /年度)	7,333,000	7,343,000	7,354,000
原単位基準 (kWh/m^3)	0.603	0.597	0.591

※電力量(従量)、電力原単位基準は固形燃料化施設を含む。

浄化センターにおける電力量の契約種別は産業用季時別Bであり、電力量(従量)の基準単価は10.98(円/ kWh)とする。

(4) 月額支払基準

令和3年度（2021年度）の固定費の額は、次のとおりとする。

月	支払金額	うち消費税及び 地方消費税の額
4月		
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
1月		
2月		
3月		
年度額		

令和3年度（2021年度）の変動費の額は、次のとおりとする。

月	支払金額	うち消費税及び 地方消費税の額
4月		
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
1月		
2月		
3月		
年度額		

令和4年度（2022年度）の固定費の額は、次のとおりとする。

月	支払金額	うち消費税及び 地方消費税の額
4月		
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
1月		
2月		
3月		
年度額		

令和4年度（2022年度）の変動費の額は、次のとおりとする。

月	支払金額	うち消費税及び 地方消費税の額
4月		
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
1月		
2月		
3月		
年度額		

令和5年度（2023年度）の固定費の額は、次のとおりとする。

月	支払金額	うち消費税及び 地方消費税の額
4月		
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
1月		
2月		
3月		
年度額		

令和5年度（2023年度）の変動費の額は、次のとおりとする。

月	支払金額	うち消費税及び 地方消費税の額
4月		
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
1月		
2月		
3月		
年度額		

(5) 原単位の見直し

機器等の新設又は更新や受託者の責めに帰すことができない異常等により原単位基準に大きな変化がみられる場合は、委託者と受託者が協議を行い、原単位基準の見直しを行う。また、電力原単位については、委託者と受託者が協議し、年度毎に見直しを行うものとする。

(6) 電力量削減等に係るインセンティブ

受託者が実施する運転管理業務において、委託者が測定した放流水の生物化学的酸素要求量（BOD）の年間平均値が、要求水準書第5条第1項第2号ウで規定する契約基準未満の場合であって、流入水量1 m³当たりの電力量（電力原単位：kWh/m³）が上記の(3)に掲げる原単位基準に対して100分の1以上の削減が認められたとき、受託者は次式によりインセンティブに係る金額を請求することができる。この場合にあつては、委託者は各会計年度の最終月である3月分の支払時において精算するものとする。

$$\text{インセンティブ (円)} = E_{up} \times Q_p \times (E_{Ic} - E_{Ip}) \times (1 - BOD_p / BOD_c)$$

E_{up}	： 電力従量単価	(円/kWh)	(小数第2位)
Q_p	： 年間実流入水量	(m ³ /年)	(整数)
E_{Ic}	： 電力原単位基準	(kWh/m ³)	(小数第3位)
E_{Ip}	： 電力原単位実績	(kWh/m ³)	(小数第3位)
BOD_p	： 年間平均BOD実績		(小数第1位)
BOD_c	： 契約基準BOD		(小数第1位)

※位取り以下の数値は、切捨てとする。

※インセンティブは千円止めとする。

インセンティブに使用する電力原単位基準は、固形燃料化施設を除いて算出した下記のものとする。

電力量 (従量) (kWh/年度)	5,433,000	5,443,000	5,451,000
電力原単位基準 (kWh/m ³)	0.447	0.443	0.438

別紙5 責任範囲（第19条関係）

リスク分担表

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			委託者	受託者
共通	契約締結リスク	委託者の責めにより契約を結べない。又は契約手続に時間を要する場合	○	
		受託者の責めにより契約を結べない。又は契約手続に時間を要する場合		○
		本委託契約に関する議決が得られない場合	○	
	法令等の変更リスク	本委託に直接関係する法令等の変更	○	
		本委託のみではなく、広く一般的に適用される法令等の変更		○
	第三者賠償リスク	受託者の行う業務に起因する事故、受託者の業務の不備に起因する事故などにより第三者に与えた損害		○
		受託者の委託範囲において、業務実施段階における浸水・騒音・振動・悪臭等による場合		○
		上記以外のもの	○	
	住民問題リスク	本業務委託を行政サービスとして実施することに関する住民反対運動、訴訟	○	
		受託者の業務実施に伴い生じる住民反対運動、訴訟		○
	環境保全リスク	受託者が行う業務に起因する環境問題（周辺水域の悪化、騒音、振動、異臭等）		○
		上記以外のもの	○	
	委託業務中止・延期に関するリスク	委託者の指示、議会の不承認によるもの	○	
		委託者の債務不履行によるもの	○	
受託者の業務放棄、破綻によるもの			○	
物価・金利変動リスク	委託期間のインフレ・デフレ	○		
不可抗力リスク	天災、暴動等による委託業務の変更・中止・延期	○		
運転・維持管理	計画変更リスク	委託業務内容・用途の変更に関するもの	○	
	下水の水量変動リスク	水量変動に伴う変動費の増減	○	
	下水の水質、汚泥含水率変動リスク	流入水による場合又はやむを得ない場合による経費の増加	○	
		上記以外の経費の増加		○
	突発修繕費の増大リスク	受託者の責による補修費の増大		○
		上記以外によるもの	○	
	施設損傷リスク	施設の劣化に対して、受託者が適切な維持管理を実施しなかったことに起因するもの施設の損傷		○
		受託者の責により施設が損傷した場合	○	
上記以外のもの		○	○	

別紙6 引継事項（第29条関係）

受託者は業務期間を通じて、引継事項を記載した文書を作成する。文書は、次の各号を参考に施設固有の運転管理及び点検を行ううえでの留意点を、具体的かつ詳細に記載すること。

- (1) 諸機械の振動及び異音等の状態
- (2) 計装設備の調節状況
- (3) 運転上の特別な操作
- (4) その他留意事項

別紙7 経費の負担（第32条関係）

受託者が業務履行上負担する経費は、受託者自らが業務の実施に係る直接的な事務費並びに業務の維持及び管理に必要な経費とし、次のとおりとする。

- (1) 機械設備に係る材料費・消耗品費
- (2) 電気設備に係る材料費・消耗品費
- (3) 整備用品費（掃除用具、ウエス及び洗浄油類）
- (4) 補修用材料費（ボルト、ナット、Vベルト、パッキン、ヒューズ及びランプ等）
- (5) 建築・建築付帯設備に係る材料費・消耗品費
- (6) 水質等試験に必要な物品費（測定機器、器具類、消耗品類、薬品類等）
※要求水準書「参考資料2」に定める標準貸与品を除く
- (7) 潤滑油類費（交換・補充用のオイル・グリス等）
- (8) 塗装費（部分補修用塗料）
- (9) ユーティリティ（電力、水道、ガス、薬品及び重油等）
※薬品は要求水準書「参考資料5」に定める量を標準使用量とする。
- (10) 業務実施上必要となる車両及び車両維持に係る費用
- (11) モップ、デッキブラシ及び水切り等の清掃用具及び草刈機等の機具
- (12) 電話、FAX及び通信回線等の設置工事費及び維持費
- (13) 災害時に必要な無線一式
- (14) 各種作業服、各種靴、各種手袋、ヘルメット、安全マスク、保護眼鏡、空気呼吸器等の安全保護具・機器
- (15) 衛生用品費（石鹼、消毒液及び救急用薬品等）
- (16) 報告記録用紙費及び印刷用機器に係る消耗品費（インク及びカートリッジ等）
- (17) 日用品又は事務用品等費
- (18) その他必要なもの

交換により発生した廃油、ろ布等の処分費、脱硫剤及び活性炭の交換に伴う廃品の再生費、場内で発生する可燃物・不燃物及び除草後の処分費も受託者の負担とする。

別紙 8 遵守すべき関連法令及び条例等（第 40 条関係）

受託者が遵守すべき法令及び条例等は、次のとおりとする。

- (1) 下水道法
- (2) 環境基本法
- (3) 水質汚濁防止法
- (4) 労働基準法
- (5) 労働安全衛生法
- (6) 職業安定法
- (7) 労働者災害補償保険法
- (8) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）
- (9) 大気汚染防止法
- (10) 騒音規制法
- (11) 振動規制法
- (12) 悪臭防止法
- (13) 建築基準法
- (14) 電気事業法
- (15) 高圧ガス保安法
- (16) ガス事業法
- (17) 地球温暖化対策の推進に関する法律
- (18) エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）
- (19) その他関連法令等